

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 50(行ツ)2	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	原状回復命令取消請求	原審事件番号	昭和 48(行コ)15
裁判年月日	昭和 50 年 4 月 11 日	原審裁判年月日	昭和 49 年 9 月 11 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民第 114 号 519 頁		

判示事項	文化財保護法八〇条と憲法二九条三項
裁判要旨	文化財保護法八〇条による史蹟名勝天然記念物の現状変更の制限につき損失補償に関する規定を欠くことをもって、直ちに同条が憲法二九条三項に違反するとはいえない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人本家重忠の上告理由について。 <u>公共のためにする財産権の制限が一般的に当然受忍すべきものとされる制限の範囲をこえ、特定の人に対し特別の犠牲を課したものである場合には、これについて損失補償を認めた規定がなくとも、直接憲法二九条三項を根拠として補償請求をすることができないわけではなく、右損失補償に関する規定を欠くからといって、財産権の制限を定めた法規自体を直ちに違憲無効というべきでないことは、当裁判所大法廷判例（昭和三七年（あ）第二九二二号同四三年十一月二七日判決・刑集二二巻一四〇二頁）の趣旨とするところである。そして、史蹟名勝天然記念物に関しその現状変更を制限した文化財保護法八〇条は、右制限によつて生じた損失につきあらゆる場合に一切の損失補償を否定する趣旨のものとは解されないから、その損失補償に関する規定を欠くことをもって、直ちに同条を違憲無効とすることはできない。原判決は正当であつて、論旨は採用することができない。</u> よつて、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 小川信雄 裁判官 岡原昌男 裁判官 大塚喜一郎 裁判官 吉田豊)

※参考：判例時報 777 号 35 頁